

教育問題としての子どもの貧困と尊厳

柳 橋 晃

研究室紀要 第42号 別刷
東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室
2016年7月

教育問題としての子どもの貧困と尊厳

柳 橋 晃

はじめに

本稿の目的は、現代における「不正義経験」の一つとして子どもの貧困を確認し、広義のカント・ロールズの立場から、それに対する対抗理論を提示することである¹⁾。具体的に述べると、本稿は、先ず日本における子どもの貧困と、ウルリッヒ・ベックの「再帰的近代化」論と湯浅誠の「自己責任」論に依拠しつつ現代社会の構造と特徴を確認し、次にオノラ・オニール、ヨハネス・ギーゼンガーの議論に基づき子どもの貧困という「尊厳の毀損」に対する対抗理論を提示することとなる。

近年の倫理学において、貧困問題への態度変更を迫る論者がいる。彼らによると、貧困問題は多少なりとも人為的なものであり、「貧困問題の解決は、とりわけ先進国において豊かな生活をしている者たちに課せられる課題である」(馬淵 2015:17)とされる。例えば、トマス・ポッケは、途上国における貧困の原因が、「不正義」、即ち、「現存するこのグローバルな制度的秩序 [global institutional order]、最も強い影響力がある国々によって設計されたこの秩序」(ポッケ 2010:3)にあると主張している²⁾。ポッケによると、「現代世界における生命毀損的な貧困 [life-threatening poverty] の大規模な持続には、この秩序がおおいに関与して」おり、「現存する貧困の大部分は、このグローバルな制度的秩序の小規模な諸改革によって回避可能であり、その改革の機会費用は世界の富裕層にとって微々たるもの」(ポッケ 2010:3)だという。つまり、ポッケは、途上国における貧困は先進国の富裕層によるグローバルな制度秩序の「小規模の諸改革」によって貧困の大部分が回避可能であり、救済できるのに救済しないことに原因があると主張している³⁾。しかしながら、「それらの改革が実際に達成されるのは、富裕な国々にいる人々がそれを支持し要求する場合に限られる」(ポッケ 2010:3) ため、この問題が手つかずにされることも考えられうる。ポッケは、そのような「不

正義」を告発するための哲学的・倫理的概念として「消極的義務」をあげ、途上国における貧困を「消極的義務」違反に基づく先進国側の加害行為と判断する。個人的レベルにおいても、カントが、『道徳形而上学の基礎づけ (以下、『基礎づけ』と略記)』において、「定言命法」の「人間性の方式」を「あなた自身の人格の内にあるものであれ、あらゆる他者の人格の内にあるものであれ、人間性を決して単に手段としてのみではなく、常に同時に目的として扱うように行為しなさい」(IV:429 強調原文斜体)と定位するように、絶対的な内的価値である「尊厳」を有する人間は、単なる搾取の対象としてのみ扱われるべきではないはずである⁴⁾。これが守られない限り、「尊厳の毀損」が行われていることになるだろう。

ところで、グローバルな貧困と先進国における子どもの貧困という問題には、確かにその位相に違いがある。しかし、ベックが「再帰的近代化」の構造として「個人化」と「グローバル化」を表裏一体のものとして捉える通り、その問題には、加藤泰史が述べる「承認」の拒否という「尊厳の毀損」を引き起こすような「不正義経験」が通底しているのではないだろうか。本稿は、日本における子どもの貧困に問題を限定し、「承認」の拒否に由来する切り詰められた意思決定に「不正義経験」あるいは「尊厳の毀損」を見出し、それに対する対抗理論を案出することを課題としたい⁵⁾。

1 子どもの貧困という社会的状況

厚生労働省の資料によると、2012年度の日本における子どもの貧困率は16.3%であり⁶⁾、また、『日本財団ホームページ』の記述によると、それは「OECD加盟国の中で最悪の水準にある」とされる⁷⁾。日本では6人につき1人の子どもが貧困状態にあることになる訳であるが、そのような現状を憂慮してか、現首相である安倍晋三などが発起人となり、2015年10月に「子供の未来応援基金」への寄付を呼びかけた。

しかし、寄付金収集は難航し、呼びかけ開始から5ヶ月を経た2016年3月初頭、広報費の2億円に対し寄付金総額は2000万円弱に留まったという⁸⁾。寄付金収集が難航している背景には、湯浅誠が述べる「自己責任」という考えや、阿部彩が述べるように「どの程度の生活水準が『貧困』であり、どの程度までが『貧困』でないのか、その境界線がいまひとつピンとこない」ため、貧困が「すべての人の身近にある問題」（阿部彩 2008：vi）として理解されていないことがあげられるかもしれない。

子どもの貧困は、子ども自身がどのような親の子として、どのような場所、世帯に誕生するのか決定できないため、当事者である子どもにとって不可避的な問題として生じることとなる。事例が国内から離れてしまうが、馬淵浩二が述べるように、「ある人物が世界のどの地域に生まれるかということは偶然であるけれど、この偶然によってその人物が5歳まで生きることが可能かどうかの見通しは、かなりの程度が決まってしまうことになる」（馬淵 2015：13）のである⁹⁾。これを国内の事例に照らし合わせて述べなおしてみると、子どもは、貧困世帯に生まれた場合、それによって生じる格差を生涯に渡って引き受けざるをえない可能性があるということになるだろう。これは川本隆史が述べる「社会生活の出発点におかれたいわれのないハンディキャップ」（川本 2009：36 強調原文）の一つであり、そうした「不正義」が日本においても広がっている。

ここで、子ども期の貧困がもたらす困難を確認してみたい。阿部彩の詳細なデータ分析によれば、子ども期の貧困は、学力格差、健康格差、虐待、非行、疎外感を産出し、「この『不利』は、その子が成長し、大人になってからも持続し、一生、その子につきまとう可能性がきわめて高い」（阿部 2008：18）とされる。阿部は、「子ども期の貧困経験が、大人になってからの所得や就労状況にマイナスの影響を及ぼしているのだとすれば、その『不利』が次の世代にも受け継がれることは容易に想像できる」（阿部 2008：25）と述べ、「被生活保護世帯、児童虐待をおこしてしまう親、ホームレスの人々など、生活問題をかかえる人々の多くは、親の世代から『不利』を引き継いでいるのである」（阿部 2008：28）との結論を下している。即ち、子ども期の貧困経験とは、その当事者である子どもの人生に一生涯を通じて付いて回り、更には次の世代にも同様の形で伝播して

しまうのである。また、野宿者支援活動のパイオニアである湯浅誠は、「自己責任」論批判の文脈において、貧困に至る背景としての「五重の排除」を指摘し、その第一番目に「教育課程からの排除」をあげている（湯浅 2008：60）。そして、湯浅は「この背後にはすでに親世代の貧困がある」（湯浅 2008：60）とし、「教育課程からの排除」と世帯の貧困を結びつけて考えているが、これは子ども期の貧困が吃緊の問題であることを確認するものである。

更に、広田照幸の指摘も確認しておきたい。広田は、ベックが指摘したリスクの「個人化」・「グローバル化」を現代社会の基本的構造の一つと捉え、現代の教育状況を分析する際の下敷きとしている。広田は、学校選択制の可否に関する藤田英典と黒崎勲との論争を参照しつつ、「私の見解は藤田のそれに近い」（広田 2004：44）と学校選択制に批判的な立場を採る。広田は、その理由として、藤田の論拠に依拠しつつ、豊かな文化資本や経済資本を有する「教育熱心で余裕のある新中間層上層などが有利に選択制度を利用してゆく」（広田 2004：45）ことをあげている。確かに、「個人化」により、人間は家族集団や村落共同体あるいは社会階級や何らかの手段から解放され（ベック 1997：21）、選択の自由を拡大しただろうが、文化資本や経済資本に乏しい親がこの自由を有効に使える可能性は低い。それゆえ、子ども「当人の能力よりは、親の態度や社会背景が直接的に進路分化に影響を与えることになる。しかも、小中学校段階で選択制がおこなわれることで、15歳になるはるか以前に、進路面で実質的な勝負がついてしまう」（広田 2004：48）こととなりかねない。これが正しいとするならば、親たちの間における格差が原因となり、子どもの間において先ず「教育課程からの排除」という形で格差が引き継がれ、強者は強者を、弱者は弱者を再生産することになるため、格差の再生産は現実的には是正されないこととなり、むしろ、教育制度を通じて強化される場合すらありうる。それゆえ、広田は、「政策議論や教育学の中の議論で低調なのが、選択や多様化が、どういう教育機会の配分構造を持つことになるのか、という問題への関心である」（広田 2004：44）と警鐘を鳴らすのである。従って、教育制度の考察においても、切り詰められた意思決定の強制を回避し、「自由が自由を再生産し権利が権利を生み出してゆくという構造」（加藤 2009：23）を確保し、保障してゆくとい

う視点が重要になるだろう。

2 「個人化」と切り詰められた意思決定

このような状況の中で注目すべき現代社会の構造と特徴がある。それは、ベックの指摘する「個人化」と湯浅誠が述べる「自己責任」である。

ベックによれば、現代社会は、工業社会化としての「単純な近代化」ではなく「再帰的近代化」の状態にあり、「個人化とグローバル化は、事実、再帰的近代化という同じ過程の二つの側面」である。「個人化」という社会形式により、「確信できるものを欠いた状態のなかで、自己と他者にたいする新たな確実性を見だし、創造することを人びとが強いられている」(ベック 1997: 32)。そして、「個人化」は、一個人として権利を主張することと同時に、「失敗した場合には、みづからが招いた帰結に耐える」(ベック 1997: 35) ことをも強制する。ベックが指摘することとは、旧来の「集合的な、集団に固有な意味供給源」(ベック 1997: 20)が崩壊し、見通しのきかない現代社会において、人間は、その都度その都度ごとに自由なき意思決定を強制され、その責任を自らが引き受けざるをえないという事実である。即ち、それは、「意思決定ではあるが、おそらく意思決定不可能な意思決定、つまり、決して自由な意思決定ではなく、ジレンマを引き起こすモデルのもとで、他の人によって強制され、自分自身を無理やり奪い取られた意思決定である、という構図」(ベック 1997: 35 強調引用者)である。つまり、意思決定と責任は、対称的な関係として存立してはいない。

加藤泰史は、これについて、「[湯浅誠が] 経済的要因に限定することなく『自己自身からの排除』という『絶望』を含んだ『五重の排除』として、現代日本の『貧困』を同定するのここうした抑圧的構造」(加藤 2009: 12 亀甲弧補足引用者)と正確に纏めている。ここで確認されなければならないことは、貧困の原因が、人間を「法制度から排除されて法的にも制度的にも承認されていない例外的存在」(加藤 2009: 18) とすることにあるという点である。つまり、「承認」の拒否による社会からの「排除」という「尊厳の毀損」の一つを引き起こす「自己責任」論が「個人化」の否定的側面として想定され、また、現代的貧困が経済的要因のみに限定されない理由となるのである。加藤が述べるように、そのような状況に

おいては「他者」は隠蔽され(加藤 2009: 18)、制度からの「排除」を「『自分のせい』と捉えてしまう場合、人は自分の尊厳を守れずに、自分を大切に思えない状態にまで追い込まれる」(湯浅 2008: 61) こととなる。

3 「自尊」の感情と教育—自律した道徳的主体となるために—

3.1 「不完全義務」による制度と連帯の構成

加藤は、「他者」の隠蔽に対抗する手段として、カントの「根源的契約」と「理性の公共的使用」をあげているが、加藤の意図は、それらの概念により「制度の他者」を発見し、「不正義経験を『尊厳の毀損』ないし『承認の毀損』と同定して公共的に告発することで社会的抵抗の起点」(加藤 2009: 25)を得ることであり、「社会権」を「正義」の捉え直しのもとに要請し、「制度の制度化」を遂行することである。しかし、子どもが「不正義経験を「告発」する「制度の制度化」の主体であるとは、現実的に考えづらい。それゆえ、ジョン・ロールズの弟子であるオニールが述べるように、「むしろ、上記のこと[子どもが自らの権利を要求できないこと]は、自らの責任において子どもを持ち、権利を施行するために干渉する人びとを監督する制度を設立する理由となる」(O'Neill 1989: 187 亀甲弧補足引用者)と考えることが適切であろう。即ち、大人が負う子どもへの「義務」に注目する方が、子どもの権利を保障するに相応しいこととなる¹⁰⁾。その際、オニールは、その請負人と受益者が不確定であり、相関する権利や行為が特定されない「不完全義務」を重要視する。オニールによれば、「不完全義務とは、伝統的には、援助、配慮、思いやり、才能の開発などの事柄を含むと考えられており、他者はそれらの事柄を具体的に実施してもらう権利を持っていないが、ある行為主体は何らかの形式である他者へ提供することを義務づけられている」(O'Neill 1989: 198)とところのものである。

なぜ、オニールは、「不完全義務」を重要視するのであろうか。それは、「完全義務」のみを履行する親や教師は、「自らが権利を侵害していない場合ですら、子どもに温かな生活のゆとりを与えず、子どもの生活を枯らしうる」(O'Neill 1989: 192)からである。子どもは「傷つきやすく、援助を必要とする存

在」(O'Neill 1989:198 強調原文斜体)であるため、他者からの適切な援助を欠くことはできない。それゆえ、オニールは、義務の「構成的議論が、他者を援助することに対する普遍的な無関心と人間の行為の能力を発達させることに対する普遍的な放置が(不完全)義務に関する問題であることを証明するのならば、私たちはこれらの義務の促進を試みるために行為する理由を持つだろう。とりわけ、私たちは、これらの義務の履行を実現し、促進する制度を構成し、支持する理由を持つことになるであろう」(O'Neill 1989:199)と述べるのである。このように、オニールは、告発者側の権利からではなく、被告発者側の負う義務から構成を試みている。つまり、オニールは、人間の傷つきやすさに由来する援助の必要性を確認し、被告発者側の負う義務を「普遍化」の論理を通じて構成し、更には、それに基づく制度の構成を試みるのである。恐らく、このように「不完全義務」の制度化が行われるのであれば、義務の範囲が拡張的に認識され、子どもの「尊厳」は、「不完全義務」によって形成されうる制度や連帯を通じ、現在よりも守られることとなるであろう。しかしながら、子ども自身における「尊厳」の感覚、即ち、「自尊」の感情を伸張させるには、いかなる教育が相応しいのであろうか。「自尊」の感情とは、自律し、「制度の制度化」を果たす主体となるために必要な条件であるだろう。以下、これについて、紙幅の都合上圧縮した形となってしまうが、ギーゼンガーのカント研究に依拠しつつ述べてみたい。

3.2 「自尊」の感情を伸長する教育についての カント的見解

ギーゼンガーの述べるように、「尊厳(Würde)」は、通例、カントの道徳哲学における中心概念と見なされている。〔しかし、〕カントの倫理思想における尊厳という概念の役割は定説が定まらずに議論の余地があり、その教育的意義について論じられることは殆どない」(Giesinger 2012:609 亀甲補足引用者)というのが実情である。近年、オリバー・ゼンセンの『カントの人間の尊厳論(Kant on Human Dignity, 2011)』がカントの「尊厳」概念を再検討する端緒になり、ゼンセンの解釈は物議を醸した。ギーゼンガーは、ゼンセンとステファン・ダーウォルの解釈に沿う形でカントの「尊厳」概念について纏めつつ、「尊厳」概念の教育的意義に注目することで「尊

厳の実現としてのカントの教育思想が明らかになる」(Giesinger 2012:609)と主張する。

しかしながら、ギーゼンガー自身が述べているように、「尊厳は実現されうるし、実現されなければならないという考えは、尊厳という言葉に関するカントの理解と相容れないように思える」(Giesinger 2012:609)。この考え方を採用するならば、「尊厳」とは増えたり減ったりし、人によって「尊厳」の所量の多寡があることとなってしまう。

カント自身は、『道徳形而上学』において、

しかしながら、人格として、即ち、道徳的一実践的理性の主体として見なされた人間は、全ての価格を超出している。なぜなら、そのような存在(homo noumenon 可想的人間)として、人間とは、他者の目的に対する、それどころか自分自身の目的に対する手段としてだけではなく、目的それ自体として見なされなければならないのである。即ち、人間は、尊厳(絶対的な内的価値)を有しているのである。そして、尊厳によって、人間は、この世界における他のあらゆる理性的存在者に自らに対する尊敬を強要する、そして、そのような他者と自らとの比較、公平な立場での評価が可能となるのである(VI:434-435 強調原文隔字体)。

と述べている。この引用箇所よると、道徳的に行為を規定することができる「可想的存在」としての人間は「尊厳」を有し、「尊厳」は、「尊敬」と密接な関係を持ち、「絶対的」という言葉に表されているように、そのコンテクストの種類に関わらずその価値を主張できるもののはずである。また、『基礎づけ』で述べられているように、「尊厳」とは、「価格」という「等価物」を許す価値ではないため(IV:434)、「尊厳」を量的価値と捉えることは誤りであるようにも思える。従って、「尊厳」という価値が量的なものとして考察されること、道徳的見地のみに限定されることには問題があるように思われるが、一方で、この解釈は「尊厳」を「二階梯」に分けて考察することで一定の説得力を持つようにも思われる。

では、「二階梯の尊厳(two stages of dignity)」とは何なのか。ギーゼンガーによると、ゼンセンは「尊厳」を「原初的尊厳」と「実現された尊厳」に分け、ダーウォルは「尊敬」を「承認に基づく尊敬」

と「評価に基づく尊敬」とに分けている (Giesinger 2012: 612)。つまり、彼らは、カントにおける「尊厳」と「尊敬」とは、評価に関わりのないものと関わりのあるものの二つに分けることが可能だと考えている。

確かに、カントは、『実践理性批判』において、「尊敬とは、〔道徳的〕功績に対する拒むことの出来ない敬意の印 (Tribut)」（V: 77 強調原文隔字体、亀甲弧補足引用者）と述べている。しかしながら、この記述を強く解釈すると、道徳的行為を怠る人間や犯罪を犯した人間は、場合によっては、「尊厳」を有しないという事態すら生じ、また、道徳的功績のない子どもは、所有する「尊厳」の量が相対的に少ないと想定できる。

ところで、このような功績に基づく「尊厳」の解釈はストア哲学に基づくが、これはカントの「尊厳」の構想をストア哲学に強く重ねる解釈である¹¹⁾。それによると、「使命 (Bestimmung)」という概念は、「尊厳」に強い関連性を持っている。「使命」という言葉は『教育学講義』の「序論」において頻出するが、カントは動物にもその特有の「使命」があることを認めており、その言葉には目的論的な意味が付与されている。それに対し、人間の「使命」とは自らの「道徳化」であり、『教育学講義』において、「尊厳」は「自己自身への義務」に関する文脈で述べられている (IX: 488)。そこによると、「自己自身への義務」に違反してしまうこととは、「実現された尊厳」を果たしていないこととなる¹²⁾。しかしながら、カントが「人間は、〔大人、他者による〕教育を通じて人間となる。人間とは、教育が作り出したものに他ならない」 (IX: 443 亀甲弧補足引用者) と述べるように、子どもは、教育を通じ「自己自身への義務」の果たし方を学ぶ他にない。つまり、道徳教育は、第一に、「自己自身への義務」を学ぶことより、自らの「尊厳」を実現するための端緒を作ることと定位される。そして、「義務」の命法である「道徳法則」は、「法則」自身への「尊敬」を主体に課すが、この「法則」の生み手である自らを尊重することが、「自尊」の感情となる。従って、「自己自身への義務」を学び果たしてゆくことにより、子どもは、自らの「尊厳」を大切に、「自尊」の感情に基づいて行為することとなるのである。

終わりに

本稿では先ず、日本における子どもの貧困とそれを支える現代社会の構造と特徴を見てきた。そこでは、意思決定が切り詰められており、これが社会からの「排除」をもたらすことで「尊厳の毀損」を引き起こすのであった。それに対し、本稿では、オニールに基づき「不完全義務」の制度化を通じた連帯の再構築を、ギージンガーに基づき「自分自身への義務」を学び果たすことによる「自尊」の感情の形成としての道徳教育を主張した。これらの論者は、広い意味でカント・ロールズの文脈において自らの思索を鍛え上げてきたものたちである。彼らが述べるように、「自己責任」論によって失われた連帯を回復し、「自尊」の感情を保持できるような教育を構築することは、重要な課題である。しかしながら、ギージンガーなどの述べる「評価に基づく尊厳」は、「名誉」という意味に近く、「尊厳」という価値を適切に表現しているのか問題である。だが、彼らの指摘が、「尊厳」と価値評価を考察する上で唆に富むことに変わりはない。こういったことについては紙幅の都合から論じきれなかったが、今後の課題とし、稿を改めて論じ直したい。

参考文献

- 阿部彩『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店、2008年。
- ベック, U.他『再帰的近代化—近現代における政治、伝統、美的原理』松尾精文他訳、而立書房、1997年。
- Brandt, R., *Die Bestimmung des Menschen bei Kant*, Hamburg: Felix Meiner, 2007.
- Darwall, S., “Two Kinds of Respect”, in *Ethics*, Volume 88, Number 1, pp. 36-49, 1977.
- Giesinger, J., “Kant on Dignity and Education”, in *Educational Theory*, Volume 62, Number 6, pp. 609-620, 2012.
- 藤田英典『市民社会と教育』世織書房、2000年。
- 広田照幸『思考のフロンティア 教育』岩波書店、2004年。
- 池田誠「書評 トマス・ボッケ (立岩真也監訳) 『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか：世界的貧困と人権』 (生活書院、2010) 『「殺すな」：遠くの貧しい人々への消極的義務を果たすための、グローバル正義論という処方箋』 北海道大学編『応用倫理学』第5号、94-98頁、2011年。

Kant, I., *Kant's Gesammelte Schriften*, herausgegeben von der Preußischen Akademie der Wissenschaften, Berlin: De Gruyter, 1902-.

加藤泰史「現代社会における「尊厳の毀損」としての貧困—格差・平等・国家へのカント的アプローチ」日本哲学会編『哲学』第60号、9-31頁、2009年。

川本隆史「格差原理・デモクラティックな平等・租税による支え合い—“溜め”のある社会をめざして」日本哲学会編『哲学』第60号、33-50頁、2009年。

馬淵浩二『貧困の倫理学』平凡社、2015年。

O'Neill, O., "Children's Rights and Children's Lives", in *Construction of Reason: Explorations of Kant's Practical Philosophy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1989.

ポッケ, T. 『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか：世界的貧困と人権』立岩真也他訳、生活書院、2010年。

Sensen, O., "Kant's Conception of Human Dignity", in *Kant-Studien*, Volume 100, Number 3, pp. 309-331, 2009.

——, *Kant on Human Dignity*, Berlin: De Gruyter, 2011.

ユニセフ編『世界子供白書2015 <要約版>』、2015年。
<https://www.unicef.or.jp/library/sowc/2015/pdf/15_04.pdf> よりダウンロード可能。

湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波書店、2008年。

注

- 1) 本稿は、2009年に行われた第68回日本哲学会大会のシンポジウム「格差・平等・国家」の提題者である川本隆史、加藤泰史の討議論文に触発されたものである。このシンポジウムの二人の提題者、川本と加藤の両者からの学恩に心から感謝申し上げる。
- 2) ポッケによると、「慢性的に栄養不足の人々の数が、最近になって人類史上初めて10億人を突破したし、貧困に関連する原因による年間の死亡者数は1,800万人付近で推移しており、これは人類全体の死の3分の1に相当する」(ポッケ 2010: 3)。
- 3) 池田誠が指摘するように、ポッケの主張は挑発的であり、「われわれ先進国の人々は、現行の不正なグローバルな制度秩序を支持することを通じ、人類史上最大の人権侵害に加担している」(池田 2011: 94)という。
- 4) カントからの引用は、慣例に従い、アカデミー版『カン

ト全集』に基づき、巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字で表記する。

- 5) 「尊厳の毀損」という言葉は、加藤のものである。加藤は、「このような『毀損』を厚顔にも正当化する論理が『自己責任』であり、『自己決定』であって、これはまさに『分断して統治する』論理であろう。したがって、経済的格差の極限である現代的『貧困』との関連でそうした『毀損』を『毀損』として探り当てむしろ『尊厳の毀損』という問題の枠内に物質的な経済的格差を位置づけ直した上で、さらにそこから反転して危機的な構造を改革する論理が探求されなければならない」(加藤 2009: 12)と述べ、「尊厳の毀損」の析出の際には、「その場合に体制批判が破壊的衝動に回収されないためにも『法による／法をめぐる闘争』または『制度による／制度をめぐる闘争』が重視されなければならない。この闘争の積み重ねが『基本的人権』としての『社会権』を確立する」(加藤 2009: 14-5)と主張する。加藤の論文では、「承認」の拒否が、「尊厳の毀損」をもたらす「不正義経験」の一例としてあげられている(加藤 2009)。
- 6) 厚生労働省編『国民生活基礎調査の概況 II 各種世帯の所得の状況』(2013年)、『厚生労働省ホームページ』最終アクセス2016年4月8日 <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/03.pdf>>。この資料は、OECDで採択されている相対的貧困率を採用している。相対的貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分である。
- 7) 『日本財団ホームページ』<<https://kifu.www.nippon-foundation.or.jp/cfsf/index.html>>最終アクセス2016年4月8日。
- 8) 『毎日新聞ホームページ』「子供基金 貧しい寄付5ヶ月で2000万円 貧困対策」<<http://mainichi.jp/articles/20160306/k00/00e/040/109000c>>最終アクセス2016年4月9日。
- 9) ユニセフ編『世界子供白書2015 <要約版>』は、2013年度、5歳未満の子どもが1,000人につき100人以上死亡する国が12カ国存在し、毎日約17,000人の5歳未満児が命を失っていると報告している〔ユニセフ 2015: 31-2〕。
- 10) 但し、オニールは、「権利を基礎とするアプローチは、時に、義務を基礎とするアプローチが持っていない政治的な利点を持つ」(O'Neill 1989: 188)とも述べている。
- 11) ギージンガーは、ラインハルト・ブランドに依拠するこ

とで、この解釈の正当性を主張している。

- 12) ここでいう「実現された尊厳」とは、実現されるべき「尊厳」という意味である。